

令和4年第5回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和4年5月17日(火)
午後2時55分～午後4時00分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 会議室
3. 出席した委員 教 育 長 新 子 寿 一
教育長職務代理 山 崎 裕 行
委 員 田 中 保 和
委 員 近 藤 温 子
委 員 西 村 弥 生 子
4. 出席した職員 教 育 部 長 福 島 潔
教 育 監 中 平 好 美
次長兼公民館長 寺 川 款
教育総務課長 栗 田 聖 子
社会教育課長 北 西 浩 二
スポーツ推進課長 磯 部 賢 二
学 務 課 長 井 原 啓 裕
学 務 課 参 事 和 田 博 幸
指 導 課 長 小 室 吉 昭
事務局教育総務課 塩 谷 行 由
5. 議 事 案 件
議案第15号 柏原市社会教育委員の委嘱について
議案第16号 柏原市立学校園における各種ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正について
議案第17号 柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
議案第18号 令和4年度就学援助について
議案第19号 かしわらっ子はぐくみプランー第3期柏原市学力向上計画ーの策定について
議案第20号 柏原市立小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正の同意について
議案第21号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の同意について

6. 報 告 事 項

7. 会議録の承認及び会議の要旨

新子教育長： 定刻より少し早いですが、お揃いでございますので、令和4年第5回定例教育委員会会議を開会します。本日の会議録署名委員は、西村委員です。よろしくお願ひします。次に、事前に送付させていただいております会議録につきまして、ご意見等ございませんか。

委員全員： なし。

新子教育長： それでは、会議録は承認することにいたします。本日の議事に入っております。本日は議案が7件出ております。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議案第15号について、社会教育課北西課長より説明をお願いします。

北西課長： 議案第15号柏原市社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げます。本件は、柏原市社会教育委員を社会教育法第15条第2項の規定により委嘱するものでございます。次ページは社会教育委員候補名簿でございます。この名簿中の杉本和哉様と谷舗佐知子様につきましては、それぞれの所属団体の代表になられたことから、今回新たに社会教育委員候補となっております。また、スポーツ推進委員会の石川宣彦様につきましては、この度会長職を辞されたため、社会教育委員は令和3年度をもって退任となりました。それ以外の委員候補につきましては、令和2・3年度と変更ございません。委嘱年月日は令和4年4月1日、委嘱期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第15号柏原市社会教育委員の委嘱について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第15号柏原市社会教育委員の委嘱については、原案どおり承認することにいたします。次に、議案第16号について、学務課井原課長より説明をお願いします。

井原課長： 議案第16号柏原市立学校園における各種ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正についてご説明申し上げます。令和4年4月1日に大阪府教育長が各種ハラスメントに関する指針の改正を行いました。改正のポイントといたしましては、現行の不妊治療に係る部分について具体的に明記されたものでございます。これを受けまして、要綱の一部を改正いたします。新旧対照表をご覧ください。現行では第3条第4号キのように不妊治療がかっこ書きであったり、クのように文言そのものが記載されておられません。改正後は、キ、クのように不妊治療を明記しております。また、現行ではハラスメントの例示はございませんが、改正後では現行にはないケ、コを新設し、例示をいたしました。なお、本要綱はご承認いただきましたら令和4年5月18日より施行し

たいと考えております。ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第16号柏原市立学校園における各種ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第16号柏原市立学校園における各種ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正については原案どおり承認することにいたします。つづきまして、議案第17号について学務課和田参事よりお願いいたします。

和田参事： 議案第17号柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について学務課よりご説明申し上げます。

この改正は、府条例及び規則が改正されたことから、本市の規則につきまして所要の改正を加えるものです。

第3条の改正につきましてご説明申し上げます。教職員の勤務時間の割り振りに従前の宿泊を伴う学校行事の引率に加え、府条例第11条に掲げる4つの業務である校外実習等に関する業務、修学旅行等に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害時における業務が新たに対象となりました。このことから、教職員の柔軟な時間管理が可能となり、働き方改革を推進するものでございます。

次に第6条につきましてご説明申し上げます。昨年8月の人事院の報告を受けまして、国では本年1月から不妊治療のための休暇が新設されました。これを受けまして、大阪府の条例についても令和4年4月1日から特別休暇に出生サポート休暇が新設されました。出生サポート休暇の内容といたしましては、不妊治療と仕事の両立を支援する職場環境の整備を図るため、1会計年度を通じて5日または10日以内の範囲で有給の特別休暇として1日または1時間単位での取得を可能にするもので、従前の無給の不妊治療休暇に関する項目が削除されました。これに伴い、本市の規則第6条を新旧対照表のとおり改めるものでございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

山崎委員： 今回の改正部分とは違うので申し訳ありませんが、お答えできるようでしたらお願いします。本市規則の第4条第1項第1号には「1箇月について45時間」、2号には「1年について360時間」とし、時間の上限を定めて業務量の適切な管理を行うとあります。また、第4条2項には一時的又は突発的に業務を行わざるを得ない場合の規定があります。

「業務量の適切な管理を行う」という視点から、これらの規則に関わる調査を教育委員会では行っているのでしょうか。また、教職員が業務時間をオーバーしてしまうことについて把握していますでしょうか。

和田参事： 各学校に対して調査を行っております。

中平教育監： 校務支援システムを導入したことにより、教職員が出勤した時間と退勤し

た時間を教育委員会でも把握できるようになっております。その中で、80時間を超える状況の教職員については、校長と面談をして、状況を詳しく把握する報告書を出していただいているところです。

山崎委員： 第4条に定める上限を超えている教職員はいますか。

中平教育監： 1箇月に45時間を超えない範囲で、というのは厳しい線ではございます。

ただ、かなり認識的には広がっているという実感はございます。

山崎委員： 基準をオーバーしてしまっている教職員がいる場合、教育委員会として指導や是正をしていますか。

中平教育監： 業務内容を含めて見直しを図っております。

山崎委員： 小中学校の教職員採用試験、特に小学校は希望者が大変減っていることから、職務として大変厳しいものがあるのかなと思います。適切な管理をお願いしたいと思います。

新子教育長： 他にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第17号柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第17号柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正については原案どおり承認することにいたします。つづきまして、議案第18号について学務課和田参事よりお願いいたします。

和田参事： 議案第18号令和4年度就学援助について学務課よりご説明申し上げます。資料の1では、就学援助費の認定基準額について、標準的な4人世帯の例を示しております。持ち家と借家で金額は異なりますが、借家の方は2,671,763円、持ち家の方は2,295,930円が認定の上限でございます。

令和4年度は、基準となります生活保護額が前年から大きな変更がございませんでした。そのため、令和3年度と同じ基準で実施させていただきたいと思います。各年度別の認定基準額の推移は、資料22ページに記載しております。

資料の2は就学援助支給額の内訳でございます。これは国の要保護児童生徒援助費補助金を参考にしております。こちらについても令和3年度と同額で支給させていただきたいと考えております。

資料の3の中学校夜間学級就学援助につきましては、ここ数年支給実績がございませんが、こちらにつきましても引き続き令和4年も実施してまいりたいと考えております。

次に資料の23ページには、就学援助として支給いたします各費目ごとの支給額の年度別推移を示しております。表の右下に令和4年度の案を示しております。

資料の24ページをご覧ください。こちらは認定数と支給状況の年度別推移となります。児童生徒数の減少に伴いまして、年々申請数は減少傾向となっております。令和4年度につきましては、令和4年5月13日まで当初の受付をいたしました。学校での申

請分を除きまして、300世帯の申請を市で受け付けいたしました。

以上が令和4年度就学援助の概要説明となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

近藤委員： 別紙2の援助の金額が令和元年度から上がっていますが、別紙3の支給平均額が低くなっているのは、学校行事等が減ったからでしょうか。

和田参事： おっしゃるとおり、学校行事が少なくなったことが影響しております。

新子教育長： 他にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第18号令和4年度就学援助について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第18号令和4年度就学援助については原案どおり承認することにいたします。つづきまして、議案第19号について指導課小室課長よりお願いいたします。

小室課長： 議案第19号かしわらっ子はぐくみプランー第3期柏原市学力向上計画一の策定について、指導課より説明させていただきます。

本プランは、令和4年4月に策定しました第2期柏原市教育振興基本計画の確かな学力の育成の中に位置付けており、2ページから6ページに記載しております6つの重点取組の内容については、すでに先の教育委員会議で議決をいただいております。

平成31年から取り組んでまいりました第2期かしわらっ子はぐくみプランが令和3年度で終了することから、新たな学力向上計画を策定するにあたっては、これらの6つの重点取組を軸に、包括的な学力向上の施策となるようとりまとめました。

それでは「はじめに」をご覧ください。令和3年度に実施されました全国学力・学習状況調査において、本市小学6年生の平均正答率が国語・算数の両教科において全国及び大阪府を上回り、過去5年間で最も良い結果となりましたが、中学3年生については、国語・数学ともに全国及び大阪府を下回りました。これまで重点的に取り組んできました書く力の育成については、一定の成果が見られましたが、一方で解決すべき問題を捉える力、複数の情報を読み取る力、自学自習力に課題も見られました。これらの課題を踏まえた新たな学力向上計画として、「思考力・判断力・表現力」を軸にした確かな学力の育成を目指していきます。

6ページをご覧ください。これまでも市の重点取組として取り組んでまいりました幼小中一貫教育の推進、英語教育の推進、読書習慣の定着については、学力向上、「思考力・判断力・表現力」の育成につながるよう明確にし、より簡潔にまとめております。

7ページをご覧ください。前回のはぐくみプランと変更した部分は、「新たに導入するICT機器を活用した授業づくりの観点」という文言を既にICT機器が導入されておりますので削除しております。

8ページをご覧ください。これまで取り組んできたものを府の施策と市の施作を精査

し、市の施策と位置付けられているものを新たに追加しております。具体的には（４）のICT支援員の配置になります。

本プランの概要版を、別添資料にありますA3版にまとめておりますので、そちらも併せてご覧ください。

また、最終ページにつけております学校計画書は、昨年度一年間学力向上対策委員会での意見を受け、今年度新たに改訂したものになります。大きな改訂点としては、これまで学期ごとに報告していたものを、中間報告、年間総括とし、より客観的なデータを反映できるように全国学力テストやチャレンジテストなどの結果を反映させるようにしたことにあります。

以上で私からの説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

山崎委員： 全体を通してはぐくみプランも3期目になりますので、1期と2期を受けた3期目にしないといけないというところで、目標や現状と課題、基本的方向と重点取組みといった流れになっているので、全体として大変分かりやすくなっていると思います。

「はじめに」の中で、「社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、未来を切り拓く子どもたちの資質や能力の育成は喫緊の課題であり」となっています。「未来を切り拓く子どもたちの資質や能力の育成」ということばかりになってしまうと、忘れてしまいそうになるところがあるなど。例えば、知・徳・体のバランスのとれた育成を図るといって学校教育の大きな命題がありますが、徳や体といった部分も忘れてしまっはいけないと思います。徳や体を育成するといった中身も必要であるなどというのが感想です。

また、「令和3年度、2年ぶりに実施された全国学力・学習状況調査において、小学校6年生については平均を上回って、過去5年間で最も良い結果となりましたが、中学校3年生については低下していることが分かりました」とあります。せっかく小学校6年生の結果が5年ぶりに良かったのだから、「が」で繋ぐのではなく、文章をここで切って、「小学校6年生については良い結果となりました」と終えて、「しかし、中学校3年生は、小学校6年生と比較して低下していることが分かりました」とする方がよいのではないのでしょうか。

今お話ししていました「令和3年度、2年ぶりに」となっているところですが、最後のところに「今後は、学びの成果や課題を教員が共有し、適切に引き継いでいく研究体制を構築するとともに、学力の課題を踏まえながら、質の高い授業づくりを計画的・系統的に進めていく必要があります」と結んでいます。これについては本当にそのとおりで、まさに今後の課題だと思います。

その上の文章で、「本市においては学校教育の中心施策として取り組んでいる『幼少中一貫教育』が16年目を迎え、『すべての子どもたちに確かな学力を！』を目標に、学力向上方策の充実に取り組んできました」とありますが、この文章は、ここでは据わりが悪いと思います。この文章は「令和3年度、2年ぶりに」の前の、一番頭の部分に持つ

てこないといけません。

目標に取り組んできた結果、令和3年度の小学校6年生の結果は良かったけども、中学校3年生の結果には問題があったと。そして、はぐくみプランも書く力の育成は一定の成果があったが、他に課題があることが分かったと。だから「今後は」と繋げて結ばないと文章として据わりが悪いなと思います。

8ページの教員研修のところですが、以前、旭ヶ丘小学校と堅下北中学校の授業を見せていただいて、その感想として、一問一答が多かったなという話をさせていただきました。一問一答を脱却するような授業づくりをしてもらって、その中で子どもにしっかり考えさせて、子どもたち同士が意見を切磋琢磨しながら発表しあったり、考えたりしながら、みんなで共有したり、理解を深めたりというようなことをしていったらどうかというような話をさせていただきました。その時に言い忘れていたことですが、旭ヶ丘小学校と堅下北中学校の授業を見せていただいて、若い先生が非常に多かったというのが印象でした。学習規律が確立されていて、どの先生もとても大きな声で堂々として元氣よく授業をされていました。これを見てとてもよかったなと思いました。

また、ICTの活用について、1人1台端末をよく実施してくれたと感心して見ておりました。1人1台端末を入れることで、授業が変わってくるなど。僕らが授業をしていた時とは違って、個々の理解の深度や能力に合わせてりながら授業を変えていくことができるなと思って見ていました。すごい時代になってきましたが、柏原市は早くに端末の整備に取り組んでいただいたので、本当にありがたいことだと実際目の前にして実感いたしました。授業を実際に見て良い点がたくさんあったので、どんどん伸ばしていけたらなあと思いました。

教員研修では授業づくりが大切で今後の課題となっているということでありましたが、柏原市教育研究会、柏原市同和教育研究会といった研究団体があります。是非、こういう研究団体も動かして、授業づくりに力を入れて欲しいと思います。教科部会等ではいろいろなルーチンをしておられると思いますが、去年もやった、一昨年もやったということではなくて、例えば国語の部会であれば、国語の授業をどうしようかというような中身に変えていっていただきたい。同和教育であれば、同和教育の中での授業をどうするかというようなことをやっていく。そのようなご指導をお願いしたい。「はじめに」のところにありますように、今後の課題がはっきりしていますから、是非授業づくりを頑張ってくださいと思います。以上です。

新子教育長： 他にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

西村委員： 「取組を支える市の施策」のところに、もし可能であるならば、学校へ行くことができない子どもたちの学力保障について、分かりやすい一文があるとありがたいです。

学校に行くことができない子どもたちや、適応指導教室にも行けない子どもたちが一定数いる中で、学校へ行けばプランの中にあるような授業の内容は保障されますが、学校へ行くことができない子どもたちの学力をどのように保障してあげられるかというのを、どこの学校もとても悩んでおられるとは思いますが、ICTの導入も進んでいること

なので、例えば、それを活用して授業を見るだけでも子どもたちには参加していると実感が出ると思います。柔軟なやり方を積極的にとり入れていただければと思ひまして、家庭学習の一環としてかもしれませんが、不登校の子どもが多く、授業全部に出ることができず、2時間目や3時間目からしか授業を受けられない子どもも多くいます。こういった子どもたちはこれからも減らないと思ひます。学習機会を増やしていくという点では是非、何か分かりやすい一文があるとありがたいと思ひます。

新子教育長： 今のご意見について、指導課で検討をお願いします。

小室課長： 分かりました。

新子教育長： いただいたご意見やご指摘について検討・修正した後、プランはそのまま公表してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： 教員研修の動きについて文部科学省の話聞かせてもらいましたが、特に若い先生方の研修について、研修の参加が少ないため、できるだけ研修に参加できるようにする。そして、参加するだけでなくレポートをしっかりと書いて提出する、何を学んできたかというところを明確にするよう話が出ているところです。これを受けて市でもやり方を検討していこうと考えております。他にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第19号かしわらっ子はぐくみプランー第3期柏原市学力向上計画ーの策定については、一部修正をいたしますが、教育委員会で確認をさせていただいた後公表してよいということで、承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第19号かしわらっ子はぐくみプランー第3期柏原市学力向上計画ーの策定については原案どおり承認することにいたします。議案第21号が指導課の議案でございますので、議案第20号と入れ替えさせていただきまして、先に議案第21号につきまして、指導課小室課長より続けて説明をお願いします。

小室課長： 議案第21号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の同意について指導課よりご説明申し上げます。

近年のいじめ重大事態は、長期にわたって調査が必要となるケースが全国的に生起しております。調査業務は、業務に従事する各委員がそれぞれの専門分野で活動する必要があり、調査方針の検討や審議等の一堂を会して行う活動以外に多大な時間が費やされるなど、相当の負担がかかることも指摘されております。

このような背景を踏まえまして、多くの自治体ではこれらの委員の業務実態に正対した処遇を担保するため、日額報酬に加え時間額報酬を加える条例の改正に動き始めております。本市においても「いじめ問題対応委員会委員」の報酬に関する条例に、時間額報酬9,800円を追加し改正を行い、いじめ重大事態が生起した場合に備えたいと考えております。

なお、市長部局に設置されております「いじめ問題再調査委員会」においても併せて

改正をするものであります。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

田中委員： いじめ問題対応委員会の委員と、いじめ問題再調査委員会の委員にはどのような方がいらっしゃいますか。また、どのような違いがありますか。

小室課長： いじめ問題対応委員会の委員につきましては、教育委員会の指導課で選任いたします弁護士・臨床心理士・社会福祉士・学校長代表の校長1名・地域の方1名の計5名となっております。

いじめ問題再調査委員会の委員につきましては、市長部局の人権推進課で選任していますので、細かい選任基準は分かりかねますが、法律・教育・福祉について専門的知識を有する方を選任していると聞いております。両委員会とも、同じ基準の専門的知識を有する方を選任しております。

新子教育長： 他にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第21号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の同意について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第21号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の同意については原案どおり承認することにいたします。つづきまして、議案第20号についてスポーツ推進課議部課長よりお願いいたします。

議部課長： 議案第20号柏原市立小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正の同意について、ご説明申し上げます。改正内容につきましては、資料に記載しておりますとおり、第7条中「附属設備」の次に「(冷暖房設備を除く。)」の文言を加えるかたちで改正を考えております。

前回の定例教育委員会会議において、議案第8号についてご同意いただきましたところでございます。しかしながら、例規審査会において内容について再検討を、ということになりましたことから、今回改めて上程させていただくものでございます。

改正内容につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、附属設備の使用料の規定について、冷暖房設備を除くとさせていただいた理由についてご説明申し上げます。

令和3年度に柏原中学校において冷暖房設備を設置いたしました。現行条例について別表2に使用料がございますが、使用料の算定につきましては、附属設備として冷暖房設備使用に係る分が入っていないことから、本来、当該設備を含めた使用料の見直しを行う必要があります。

しかしながら、現在のエネルギー価格の高騰等を鑑みまして、当該施設の使用料の見直しを今すぐに行うことが困難な状況であるため、試算を重ねて実績を出した上で使用料の見直しをさせていただきたいと考えております。現行において、第7条に定めてお

ります使用料につきましては、冷暖房設備の使用料を含んだ価格となってしまうことから、冷暖房設備を対象から除外するために、今回の文言を加えるものでございます。

また、施行日は令和4年9月1日といたします。これにつきましては、柏原中学校の利用申し込みを2か月前から受付開始としておりますことから、本会議にてご同意いただきまして、議会へ上程させていただいて承認いただきますのが令和4年6月末頃となります。その後、7月1日からは9月1日利用の受付開始となることから、令和4年9月1日の施行日とさせていただきます。

令和4年9月1日以降受け付けました分について、冷暖房設備の使用料に関しましては、別途、実費負担として徴収させていただこうと考えております。そのため、使用料の中からは冷暖房設備を除くため今回の改正を行うものです。以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第20号柏原市立小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正の同意について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第20号柏原市立小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正の同意については原案どおり承認することにいたします。

議案第20号については、上記のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第29条に基づき、教育委員会会議の意見を聴取し、原案どおり承認を受けた。

その後、柏原市例規審査会において審査を行った結果、使用料試算の根拠となるデータが不十分であったことから、令和4年第2回市議会定例会への案件上程を見送ることとなった。

新子教育長： 本日の議事案件は以上でございます。

（社会教育課、スポーツ推進課、公民館よりそれぞれ報告）

以上で第5回定例教育委員会会議を閉会いたします。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

柏原市教育委員